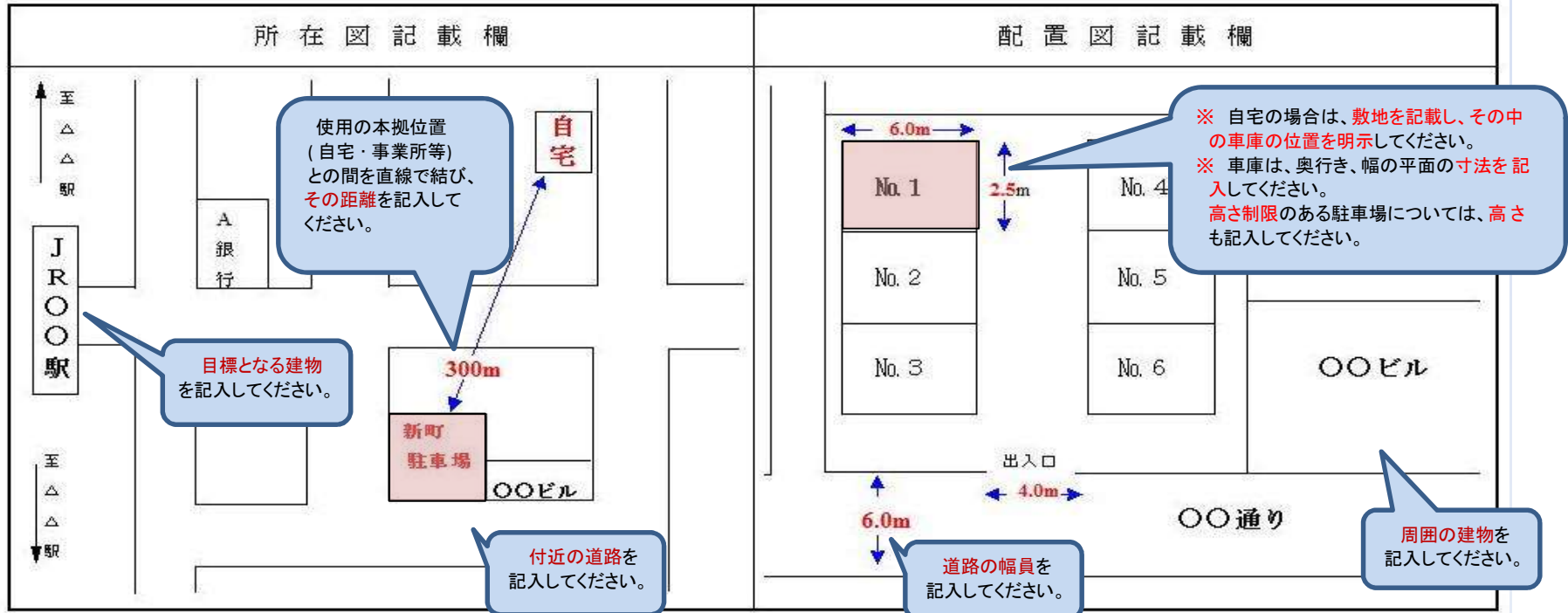


保管場所の所在図・配置図の記載例

- 留意事項**
- 次のいずれにも該当する場合は、自動車保管場所証明申請書又は自動車保管場所届出書の「保管場所標章番号欄」に旧自動車の保管場所標章番号を記載することにより、「所在図」の記載を省略することができます。
 - ・ 自動車の買い替え時等の場合で、「自動車の使用の本拠の位置」「自動車の保管場所の位置」のいずれも、旧自動車と変更がない。
 - ・ 自動車保管場所証明申請の場合は、申請の時点で旧自動車を保有している。軽自動車の自動車保管場所届出(新規)の場合は、届出の時点で旧自動車を保有しているか、又は届出日の前15日以内に保有していた。
 - 「自動車の使用の本拠の位置」と「自動車の保管場所の位置」が同一の場合も「所在図」の記載を省略することができます。(平成23年7月19日から適用)
 - 上記に該当する場合でも「配置図」の省略は出来ません。

保管場所の所在図・配置図



- 備考
- 1 地図のコピーを活用する場合は、著作権者の権利を侵害することのないように留意してください。
 - 2 保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面の寸法をメートルで記入する。
 - 3 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所を明記する。
 - 4 使用の本拠の位置(自宅等)と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入する。